

広島県告示第八百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年五月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在 地		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
自然現象の種類	原因となる現象	区域の名称	発生原因		
崩壊	急傾斜地の	三津口六丁目八(九七一七)	土砂災害	表区域示の	
土石流	土石流	市原川(五〇一〇)			
次の図のとおり	次の図のとおり	田之原川(五一)	市原川(五〇一〇)	三津口六丁目八(九七一七)	の自然現象の種類
土石流	土石流	田之原川(五〇九)	市原川(五〇一〇)	崩壊	原因となる現象
次の図のとおり	次の図のとおり	田之原川(五〇九)	土石流	三津口六丁目八(九七一七)	土砂災害

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。